

議案第 76 号

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 17 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市国民健康保険病院事業の施設である老人保健施設たかはらについて指定管理者による管理を可能とするための改正

飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直 営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条 例

(飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条 市は、施設の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定の手続き)

第12条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の事業運営に関する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 指定管理施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部改正)

第2条 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料

並びに手数料条例（平成20年飛騨市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第6条 施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合は、第1条及び、第3条から第5条までの規定中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、第2条第2項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条第2項及び、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第3項及び、第5条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第7条 指定管理者による管理における利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

(1) 第2条第1項第1号から第4号までの規定は、利用料金の額について準用する。この場合において、「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(2) 前号以外の利用料金については、別表及び第2条第1項第6号に規定する規則に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 前項に定めるもののほか、利用者に負担させることが適当と認められる費用の額は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の有効な活用及び適正な運用に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直 営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条 例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市国民健康保険病院事業の施設である老人保健施設たかはらについて指定管理者による管理を可能とするための改正

2 改正の内容

「飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例」及び「飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例」において、指定管理者による管理、指定手続及び指定管理者が行う業務について定める。

3 施行日 公布の日